平成２１年（フ）第１１６号
島根県雲南市大東町前原292番地
債務者　後藤　一利
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３１３号
青森県黒石市角田23番地２　レオパレスアズール206
債務者　齋藤　勇人
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９６号
青森県弘前市大字千年１丁目５番地24
債務者　榊　　歩
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第６３４号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番17―1210号
債務者　今山恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０９号
北九州市戸畑区正津町８番31号
債務者　園田　美鈴
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７２５号
北九州市八幡東区日の出１丁目15番20号
債務者　浦本　和幸（旧姓村元）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２１号
山口県防府市自由ケ丘３丁目４番１号
債務者　槌谷　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
山口市下小鯖2294番地７
債務者　田村　誠二
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
山口県防府市岸津１丁目５番１号
債務者　田中　千晶
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
山口県防府市岸津１丁目５番１号
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
山口市黒川1065番地９　エトランゼ山口103号
債務者　重村ます美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
山口県防府市大字中山389番地の２
債務者　谷本　智志
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
山口市下小鯖2294番地７
債務者　田村　　林
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
山口市宮野下2041番地１　ガーデンハイツＳＡＰ103号
債務者　光成　健一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
山口市平井1634番地　平井市営住宅74号
債務者　宍戸　時子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９９号
横浜市神奈川区菅田町1778番地　菅田農住ハイツＢ―201号
債務者　佐藤かな恵
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１２号
横浜市旭区白根３丁目24番15号　ＮＥＷサニーコートＩＷＡＳＡＫＩ202
債務者　川村美恵子（旧姓安齋）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部